

北朝鮮船籍タンカー「SAM JONG 2号」と「MYONG RYU 1」による
洋上での物資の積替えの疑い（平成30年5月24日）

1. 事案の概要

平成30年5月24日（木）昼、北朝鮮船籍タンカー「SAM JONG 2号」（IMO 番号：7408873）と「MYONG RYU 1」との表示がある船籍不明のタンカーが東シナ海の公海上（上海の東約250kmの沖合）で接舷（横付け）していることを海上自衛隊第12護衛隊所属「うみぎり」（呉）が確認しました。

両船舶は、接舷（横付け）した上で蛇管（ホース）を接続していたことから、何らかの作業に従事していた可能性があり、政府として総合的に判断した結果、国連安保理決議で禁止されている「瀬取り」を実施していたことが強く疑われます。

なお、北朝鮮船籍タンカー「SAM JONG 2号」は、平成30年3月に国連安保理北朝鮮制裁委員会から資産凍結・入港禁止の対象に指定された船舶です。



（写真①－1：接舷して蛇管を接続している北朝鮮船籍タンカー「SAM JONG 2号」と「MYONG RYU 1」。5月24日16時00分頃撮影）



(写真①-2 : 接舷して蛇管を接続している北朝鮮船籍タンカー「SAM JONG 2号」と「MYONG RYU 1」。5月24日16時00分頃撮影)



(写真② : 「MYONG RYU 1」。5月24日17時00分頃撮影)



(写真③：「SAM JONG 2号」。5月24日17時20分頃撮影)

2. 我が国としての対応

我が国としては、本事案について、国連安保理北朝鮮制裁委員会に通報するとともに、関係国と情報共有を行っています。